

## ◎納付書・納税通知書の送付

本年度の納付書及び納税通知書を下記の予定で皆様にお送りします。  
お手元に届きましたら、お名前、納税額等をご確認ください。

- ☆ 固定資産税・軽自動車税は、 5月11日 前後
- ☆ 町道民税は、 6月1日 前後
- ☆ 介護保険料は、 6月10日 前後
- ☆ 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料は、 7月10日 前後

※今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため申告期間の延長があったことから、住民税や保険料を年度途中で変更することがあります。  
変更する場合は通知書でお知らせいたしますので、あらかじめご承知願います。

## ◎所得証明書等の交付

令和2年度（元年份）の所得証明書等は、下記の期日から交付できます。  
※申告期間の延長により反映が遅れる場合もあります。

- ☆ 町道民税が給与から天引きされている方は、 5月上旬
- ☆ その他の方は、 6月上旬

※申請にあたっては、印鑑と本人確認のできる免許証等をお持ちください。  
※本人が窓口に来られない場合には、委任状が必要です。

## ◎家屋の届け出お忘れなく！

～ 次のようなときは、忘れずに届け出をしてください ～

- ①建物を新築・増築したとき → 評価にお伺いします。
- ②建物を取り壊したとき → 家屋滅失の届け出が必要です。
- ③建物の所有者が変わったとき → 所有者変更の届け出が必要です。  
(②と③について、登記されている方は、法務局へ届け出が必要です。)

※固定資産評価証明書等（家屋）の発行については、家屋の評価が済みであり、固定資産税課税台帳に登録されているものが対象です。

## ◎簡単、便利な口座振替

※町税や使用料は、口座から自動的に納付することができます。納めに行く手間がはぶけ、納め忘れの心配もありませんのでご利用ください。

※お申し込みは、役場町民生活課税務係または町内金融機関で受け付けています。  
通帳など口座番号の分かるものと通帳使用の印鑑をご用意ください。

※口座の引き落とし日は → 納付の月の25日です。（12月と2月は、22日）  
引き落とし日が土・日・祝日にあたる場合は、次の平日が引き落とし日となります。

※口座振替の領収書は → 12月に送付します。（税：12月上旬 保険料：12月末）  
軽自動車税は口座振替後、翌月上旬に送付します。

## ◎相談・お問い合わせ先

☆税金・保険料	☎ 62-4479	町民生活課税務係
☆町営住宅使用料・水道使用料	☎ 62-4475	建設課建設係 建設課上下水道係
☆保育所負担金・へき地保育所使用料	☎ 62-2702	子育て支援課保育係

# 令和2年度納税ダイアリー

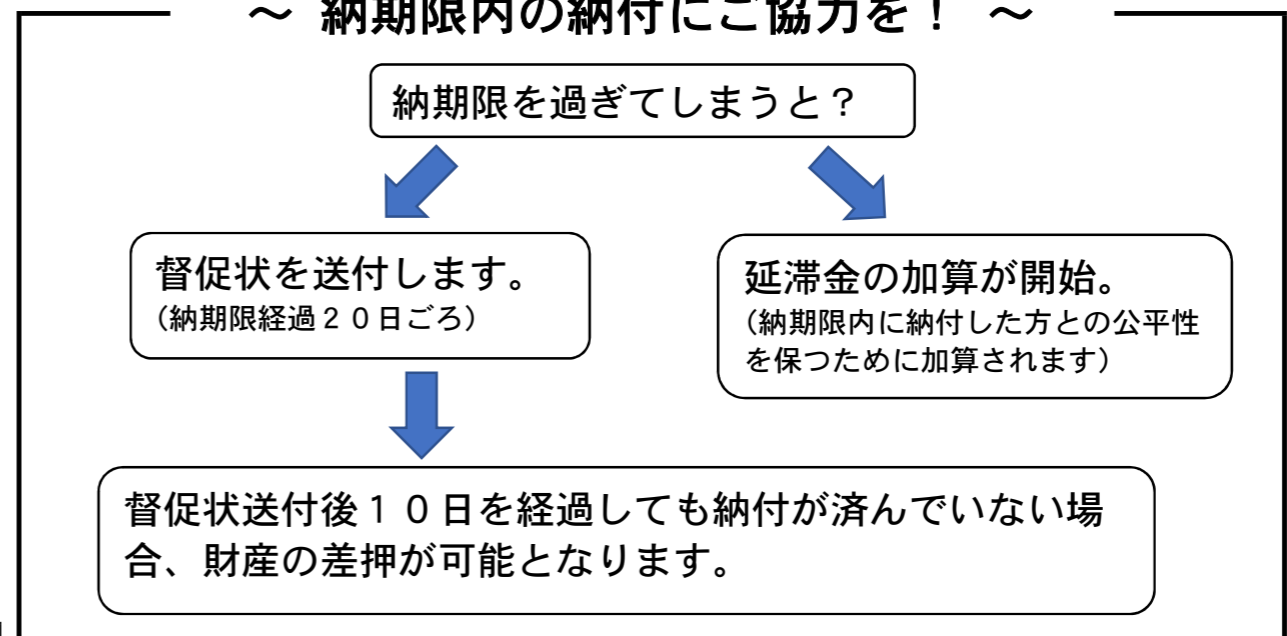
## ◎令和2年度の税金等の納期限

税・保険料	納期限										
	6月1日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月25日	2月1日	3月1日	3月31日
町道民税		第1期			第2期		第3期				
固定資産税	第1期				第2期		第3期				
軽自動車税	全期										
国民健康保険料			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
後期高齢者医療保険料			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
介護保険料		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期			

※毎月末が土・日・祝日にあたる場合は、次の平日が納期限となります。

使用料	納期限
町営住宅使用料	毎月25日
保育所負担金 へき地保育所使用料	毎月25日
水道使用料 下水道使用料	毎月25日

## ～ 納期限内の納付にご協力を！ ～



### ○納税相談にお越しく下さい

※町税等は納期限内に納付するのが原則です。納期限までに納付ができない理由がある場合は、相談を随時受け付けておりますので、各担当係までご相談ください。